職員の確保

H23

3

年

月

たが、 治法に基づく中長期的な派遣に大別さ 平成25年6月からは、県の一般事務に 平成24年5月から、土木職等技術系の、 採用を拡大することが求められたため、 援の中心は短期的な職員の派遣であっ 営や窓口業務等へのニーズが高く、 派遣(数日から1か月程度)と、地方自 行う人的支援は、短期的な応援職員の 当たる任期付職員※2の採用を行った。 数を増やすとともに、幅広い職種での めには、県の人員計画を見直し、採用 第1回の自治法派遣職員※「を受け入 確保が必要なため、県は、平成23年6月、 れる。発災当初は、市町村の避難所運 地方公共団体が被災自治体に対して 中長期的かつ専門性の高い人員の また、 その後の本格的な復旧・復興に 復旧・復興の加速化のた 支

4

復興に向けた職員確保に関する情報共 携が取れていない状況であった。県は、 独自に派遣要請を行う等、県全体の連 支援スキームを立ち上げたり、 遣職員、任期付職員のほか、各省庁が 有と課題の整理・検討を図るため、 被災市町への人的支援は、自治法派 市町が

8 7

H24

2

6 5

12

6 5

	1 22 16 14 13 12 11 日	
? 16 14 13 12 11 日		●市町村課が被災市町村の支援ニーズを把握する調査を開始 ・新潟県が災害対策本部事務局に「関西広域連合・兵庫県宮城県庁現地連絡所」を設置 ・災害対策本部事務局に「関西広域連合・兵庫県宮城県庁現地連絡所」を設置 ・災害対策本部事務局に「関西広域連合・兵庫県宮城県庁現地連絡所」を設置 ・災害対策本部事務局に「関西広域連合・兵庫県宮城県庁現地連絡所」を設置
	22 16	・総務省から「東北地方太平洋沖地震に係る人的支援の要望について」の通知・総務省から「東北地方太平洋沖地震に係る人的支援の要望について」の通知・市町村課が被災市町村の支援ニーズを把握する調査を開始
	1	・定期人事異動を凍結、新規採用職員辞令交付式の中止
	6	・総務省(全国市長会・全国町村会)に応援職員の派遣を要請(~9月中旬)
	12	・全国知事会が「東日本大震災復興協力本部」(構成員:全都道府県知事)を設置
	1	❶地方自治法に基づく長期派遣の職員の受入開始
	16	●任期付職員の募集開始
	24	・総務省から「東日本大震災に係る被災地方公共団体に対する人的支援について」の通知
	1	・土木職の任期付職員3人を採用
	14	❶「市町村震災関係職員確保連絡会議」設置
		❶ 「宮城県市町村関係職員確保アクション・プラン」を策定
	24	・県内の内陸市町村を訪問し、応援職員の派遣要請開始
	1	●「総務省スキーム」による派遣要請
- 1		

12	12	12	12	12		12	10	1	9	8	5	4	12	11	12	11	7	6	1	12	
1	1	1	1	1	19	1		1	16			1	1	6	1					1	
・「総務省スキーム」による派遣要請	・「総務省スキーム」による派遣要請	・「総務省スキーム」による派遣要請	・「総務省スキーム」による派遣要請	・「総務省スキーム」による派遣要請	●宮城県職員災害対応人材バンクの立ち上げ	・「総務省スキーム」による派遣要請	・派遣職員との面談開始	・沿岸市町合同任期付職員の採用(開始)	·沿岸市町合同任期付職員採用試験募集開始	❶「宮城県内被災自治体視察事業」開始	・全国からの派遣職員763人に対して面談を実施	・沿岸4市町任期付職員の採用(開始)	・「総務省スキーム」による派遣要請	□沿岸4市町任期付職員合同採用試験(4会場)の募集開始	・「総務省スキーム」による派遣要請	・「震災復旧・復興に係る自治法派遣職員情報交換・研修会」を開始	❶被災3県合同で全国を訪問し、応援職員の派遣要請開始	・県の 般事務に当たる任期付職員の採用(開始)	・沿岸市町派遣任期付職員の採用(開始)	・「総務省スキーム」による派遣要請	□県と沿岸市町の幹部が全国を訪問し、対口支援による応援職員の派遣要請開始

式(市町ごとにカウンターパ

トを設

沿岸市町が全国を訪問し、対口支援方 プラン」が承認され、これに従い、県と 城県市町村関係職員確保アクション・

H25

定)による派遣要請を行った。平成25

年1月には、市町に派遣する任期付職

保連絡会議」を設置。第1回会議で「宮 成24年6月、「市町村震災関係職員確



災害に生かすためのデータベース「宮

県職員の災害対応の経験をこれからの

業」を開始した。 また、 平成28年には、 請する「宮城県内被災自治体視察事

H28

視察してもらい、職員派遣の継続を要

体担当者を被災地に招いて復興状況を あった。このため、県は派遣元の自治 援がなければ事業が停滞する可能性が

がピークを迎えており、全国からの支 最終年となる平成27年は、復興事業

H27

国の自治体を訪問し派遣要請を行った。

H26

国が定めた5年間の集中復興期間の

宮城県、福島県の被災3県が合同で全

員の採用を開始。 また、同年から岩手県、

城県職員災害対応人材バンク」を整備

□ ← の 長又は委員会若しくは委員は、法律に特別の定めがあるものを除くほか、当該普通地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、他の普通地方公共団体の長又は委員に対し、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求めることができる」

R2 R1 H30 H29

沿岸4市町任期付職員合同採用試験







宮城県内被災自治体視察事業 (平成27年8月)

Ⅲ 体制整備

人員不足の現状把握が困難

直後~平成23年5月末

援職員の派遣を要請した。 回にわたり市町村のニーズを照会し、その回答 職員の派遣要請を行い、さらに3月16日から3 難であった。県は3月13日に全国知事会へ応援 制だけでは被災者支援やその他の災害対応が困 をもとに総務省(全国市長会・全国町村会)に応 い広域災害であり、県及び県内市町村の職員体 東日本大震災は県がかつて経験したことのな

員の受入情報を一元的に把握するシステムもな 課から直接要請を行う等多岐にわたり、 員が応援職員として県及び市町村に派遣された。 村個別の要請や、技術系職員を中心に庁内担当 かったことから、被災地での活動実態の把握が 県からの要請を受け、 結果的に情報が錯綜することとな トが全国知事会、総務省、市町 多くの地方公共団体職 応援職

市町村課職員

停止しているのではないかと。県として、また。被害が甚大で役所・庁舎機能そのものが 会に派遣を要請するのかなどの検討が行われ 員を派遣するといった検討や、 クローズアップされてきました」『人的支援』という言葉が発災2~ 市町村の庁舎機能を確保するために、 番最初に話が出てきたのが南三陸町でし 国や全国知事 県職

が起こっていて、どこに人が足らないのかが県全体としてそれぞれの現場でどういうこと 全く分からない、というのが最初の状態だっ 通じてどんどん入ってくるんですけれども、 なきゃいけないという連絡が災害対策本部を たと思います」 「例えば遺体安置所を運営するには、場所の 「人事課には、 とにかく市町村に応援に入ら

ければならない。管理もしなくてはならない。確保をしなくてはならないし、受付も作らな と把握しなくてはいけない、というのが課題 そのときにどういうマンパワーがどれくらい の期間、何人必要だ、などのニーズをきちん

は現場には迷惑だ』というためらいがありまニーズを把握するにしても『今これを聞くの 遣の調整も相当難しかったですね」 市町村を支援しなくてはならないんですが、 した。発災後しばらくは混沌としていて、派 ている市町村の職員自身も被災者です。

民間の方もたくさん入っていて、 全く正確ではなかったですね」

「市町村の現場は壮絶でしたし、現場に入っ 急ぎ

は押さえていましたけど、正確かと言われれめませんでした。入ってきた応援職員の数字 聞かないと、応援職員の活動状況が全くつか からない』という状況があちこちでありましるんですが、『あの人がどこからきたのか分 の区別はつかなかったと思います。派遣元に 「避難所には応援の方がたくさん入ってい 職員と

> 理されていない状態が続きました」 らいの人をどこに送るのか。そのあたりが整て、どういうふうに人が足らなくて、どれく ただ、現場のニーズを把握する仕組みがなく という声が知事会にも届いていたと思います 興協力本部』が設置されて、 「5月12日に全国知事会に『東日本大震災復 応援を出したい

市町村ニーズの把握

平成23年3月末~

総務省スキームの開始

について」の通知があった。これはいわゆる「総「東北地方太平洋沖地震に係る人的支援の要望 のとおりであった。 務省スキーム」と呼ばれるもので、 平成23年3月22日、総務省から被災県に対し その内容は次



派遣決定後の事務手続等は県は市町村のニーズとマッチングを行い、

総務省は各市町村の派遣申出状況を

省に要望を 3月29日、人的支援ニーズをまとめた上で総務 これを受けて県は、急ぎ市町村に照会を行い

公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構 人と防災未来センター(以下「人と防災未来セン また、応援職員に関する情報は3月25日以降

> 総務省、 元となる地方公共団体に対しデー の集約方法について協議を行い、 絡員を派遣している支援県から収集することと した。 5月上旬に、災害対策本部事務局、人事課 ター」) の協力を得て、災害対策本部事務局に連 して、取りまとめることとした。 人と防災未来センターの関係者で情報 タ提供を依頼

↑ 市町村課職員

長会・全国丁十二十二の不足人数を総務省が取りまとめて、全国市の不足人数を総務省が取りました。被災各県 自治体への職員の派遣を検討してもらう仕組 み、 長会・全国町村会に情報を提供し、被災した 人的支援の取組が始まりました」 「3月22日に総務省から被災市町における人 わゆる『総務省スキー ム』と呼ばれる

いうリストが入ってきたんですが、やはり府県から、『この市町村に派遣できます』 で、完全にマッチングはしないんですが、6は半年、1年という長期派遣を求めていたの 短期派遣がほとんどであった一方で、市町村 請とそれに対する回答にタイムラグがあって、 請してもらいました。 行い派遣いただきました」 か月を2か月ずつ3回に分けるような調整を た。どちらかというと派遣元自治体の申出は ものを、できる限りマッチングしていきまし 一つ一つ確認しながら、まだ決まっていないか、いろいろなケースがありました。それを が出そろいまして、総務省を通じて全国に要 『実はもう派遣先が決まっていました』と 「3月末に、宮城県として第1弾の必要人数 4月に入ると、各都道 やはり要 ح

すか』『食料は持って行ったほうがいんですか』『どこの宿に泊まったらい か』『携帯電話はつながりますか』などの問 「派遣元の自治体からは『どうやって行く いです

← 人事課職員 合せがきました。できるだけ確認して、 応援

国的な応援派遣の状況を把握する仕組みがで の震災で、総務省が派遣元に確認をして、全認してください』とお願いをしました。今回 務省の災害対策現地情報連絡員に『応援職員 ていました。人と防災未来センターと私で総援の記録が残せなかった』ということを聞い 神・淡路大震災の反省として『当時の人的支 の把握が難しいので、総務省から派遣元に確 センターの方とお話をする機会があって、阪 きたのかなと思います」 「兵庫からきていただいていた人と防災未来

採用計画の度重なる見直し

平成24年2月

人事の凍結と採用計画の変更

県職員総数の適正化を図ってきたが、それも凍 令交付式が予定されていたが、

これも中止とし、 的に不可能であることから、 新規採用職員は配属先に直接出勤となった。ま この日は県庁内講堂において新規採用職員の辞 人事を組み直した上で7月1日に実施)。また、 平成23年4月1日は県庁の定期人事異動日で 県は平成18年度から、定員管理計画により 従来の計画で復興対応職員の確保は実質 人事課ではこれを凍結した(その後、 採用計画を見直す

中止となりました。各配属先から新規採用職講堂は災害対策本部になっていますから当然令交付式を県庁2階の講堂でやるんですが、 「通常であれば4月1日に新規採用職員の辞

> 出勤できる地方の事務所に初めから兼務発令 としました」 い』『通勤できない』となった場合、自宅からられますか』と確認をしました。『こられな 員に直接連絡をとってもらって、『本当にこ をかけて、そちらに4月1日から出勤する形

な作業を同時に対応しなければなりませんでらに、不定期の異動もありました。そのよう 対応の人員要求に加え、通常の人事作業も同 時並行で行わなければなりませんでした。さ **1日には定期の人事異動を行いました。** には実施しませんでしたが、 震災

かく走りながらその場その場で見直して、ない』『足りない』という声が多く出て、レ をしましたが、『それでも足りない』というの職種も足りなくなってきて、3回目の変更 年度採用計画を4月の末に立てました。 2月に試験をするのですが、 かったんですが、4回目の変更で任期付職員 ことで、宮城県ではこれまでやったことはな 祉関係の職を追加しました。8月になると他 ろが、想像を絶する規模の災害だったので、 対応に必要とされる人数を確保するための次 用計画を変更していきました」 の採用計画を作りました。最終的には翌年の 「これまでの定員管理計画を凍結して、 月に2回目の変更をして、 土木職や保健福 日に日に『足り 震災 とこ

阪神・淡路大震災を参考に

自治法派遣職員の受入れ

口業務等、 1業務等、短期の応援職員が求められたが、本発災直後は、避難所の運営支援や市町村の窓

> を受けていたことや、多くの工事関係者等が既当たっては、沿岸部が津波により広域的に被害 施設の確保が困難を極め、職員の派遣を受け入 に被災地で活動を行っていたこともあり、宿泊 自治法派遣職員96人を受け入れた。受入調整に 遣職員の受入準備を行い、6月1日、第1回の 阪神・淡路大震災の際に兵庫県に職員を派遣し 門性の高い人員の確保が急務となった。県は、 格的な復旧・復興に向けては、中長期的かつ専 れることができないケースもあった。 た事例を参考に、地方自治法に基づく県への派

 人事課職員
 遣要請が本格化していく。 されたことにより、以降、 置されることとなった。懸案だった財源が担保 要する経費は、その全額が特別交付税により措 係る被災地方公共団体に対する人的支援につい て」を通知する。 これにより派遣職員の受入れに 平成24年2月24日、総務省は「東日本大震災に 自治法派遣職員の派

しっかり受け入れる態勢を作ろう』と準備をかい調整がいろいろ出てきました。『まずはした。受入れは経験したことがないので、細 出ていて、宮城県も兵庫県に派遣職員を出し 進めました。経費の精算の仕方や、最終的に で、それを参照して、受入れの準備を進めま ていた側として、当時の書類が残っていたの の対応を参考にしようという話が早い段階で 人件費をどうするのかも決められていません 「自治法派遣については、阪神・淡路大震災 6月1日に第1陣を受け入れまし

公務員としてそれぞれ処遇が違う方々を、宮書の更新作業が必要でした。処遇に関しても、 入れ替わる度に本県と派遣元で結ぶ派遣協定 「派遣元によって、派遣期間が違います

> うことで納得してほしい』とお願いして調整 城県の職員として受け入れるので、派遣元の 人事課と『宮城県の勤務条件に合わせると

手配については各部局でかなり苦労していた 支援のやり方もあるんだな』と思いました」 ので、すごくありがたかったです。 てくれるケースがありました。宿舎や物資の て、必要な生活物資を職員に持たせて派遣し 「東京都では職員が住む宿舎を自ら借り **『こういう**

車学校に協力を要請して『水をまいてツル 目だ』という声が出てきました。雪の降らな りました。人事課にいると分からないようなルにして、その上を走る訓練をしよう』とな タイヤを使ったことがありませんから、 面の上を走るので、運転の練習をしなきゃ ニーズが現場にはあることを知りました」 い県からきた派遣職員の方々はスタッドレ 「土木部から『工事現場に行くのに凍った路 自動

市町村課職員

という流れになりました」 ついては特別交付税による措置の対象となる 省通知でようやく、自治法派遣の受入経費に がずっとありましたが、平成24年2月の総務 派遣を要請する側が負担するルールになって ことになり、派遣要請を本格的に進めていく いまして、その財源をどうするかという懸念 「自治法派遣は、 宿舎費用、 旅費といった全ての経費は 派遣される職員の

前例のない制度設計

平成23年11月~

任期付職員の募集開始 自治法派遣職員の受入れは進んだが、

員を一括して採用する形も実施した。 付職員の募集が開始され、 時期に他の自治体でも被災地支援のための任期 中心とした更なるマンパワ ら自治法派遣職員として被災地に派遣され 職員の採用事務を行う人員が不足していたため、 とから、県は平成23年12月より、 の復興事業を加速するためには、 県で勤務する職員と市町村に派遣する職 被災した市町村では、 採用された自治体か が必要とされたこ 任期付職員の 主に技術職を また、同 任期付 るこ

途中から担当になりました。前例のない仕事 でしたが、 任期付職員の採用担当ということで、 なんとか乗り切れました」 みんなで知恵を働かせて、 力を結 年度

なんですが、そこは何回募集しても埋まらな に不足している職種を中心に募集を行いまし い状況でした」 「土木や電気などの技術職をはじめ、 ね。復興工事を進めるには必ず必要な職種 一番難しかったのは埋蔵文化財の職種で 市町村

②照会(文書)

③回答(文書)

異なっていました」 属されるかで住環境にかなり差がありました るのが原則ですが、市町によって受入体制が 市町派遣であれば住まいは受入市町が確保す 応募してくれるんですが、 「志が高くて復興に携わ 宮城県のどこに配 たいということで

オール宮城で「

被災県への人材派遣調整フロー図

①派遣

平成24年

「市町村震災関係職員確保連絡会議」の

被災市町村への人的支援については自治法派

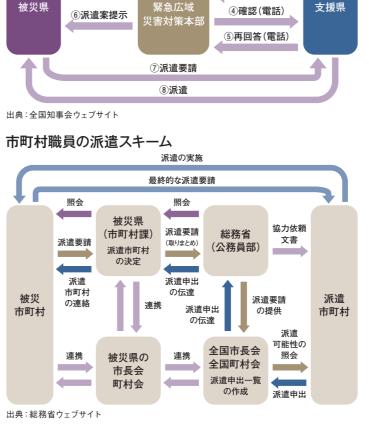
興局 認された 15市町が構成員となり、総務省、復興庁もって廃止)。宮城県総務部長を座長とし 議」を設置した(令和3年3月の第16回会議を 平成24年6月、 た。 市町村の相互の連携が取れていない状況であっ 請を行っている市町村もあったため、県と被災 村復興関係職員確保アクション・プラン」が承 する情報共有と課題の整理・検討を図るため 遣職員、任期付職員のほかに、 とした。第1回の会議では県の提案した「市町 ムを立ち上げており、また、 東京都の出席を求めることができること 被災市町村の震災関係職員確保に関 「市町村震災関係職員確保連絡会 各省庁が支援ス 独自に派遣要 復興庁宮城復 沿岸

また、 平成24年7月には、 それまで各省庁が

> 全国で共有されることとなった。 り被災地における市町村の人員要請のニーズが + 独自に行っていた派遣スキー ム」に一元化することとなった。これによ ムを、 「総務省ス

> > 5

係職員確保アクション・プラン』を作り で、 町が連携してやっていくような形になり ンを御承認いただき、そこから県と沿岸15市 会議』を開催して、 との横のつながり、 ょう』ということで、新たに『市町村復興関 「人員の支援要請に関しては、 あわせて、『市町村震災関係職員確保連絡 そこを強化して『オ 会議でアクション・プラ 連携が特になかったの ル宮城でやりまし 県と沿岸市町



省 種情報を共有 東京都が一体となって、この取組を進めてい 部など各部の主管課長が出席したほか、総務 からは我々総務部のほかに土木部、 市町からは、 的な取組を検討する場となりました。 請を改めて行うなど、課題解決のための具 くことを承認していただきました」 第 復興庁、それから東京都の宮城県事務所 □の連絡会議は、職員確保に関する各 ル宮城とそれを支える国の関係機関、 バーとして参加していただきま 人事担当の課長が参加して、 じて、 全国の自治体への派遣要 農林水産

なると、 ての市町村の必要としている職種や人数が分 もらいました。『総務省スキー 最終的には『総務省スキーム』に一元化 務省から国土交通省に働きかけていただき、 どうしても国土交通省のスキー は教育庁、 土交通省のスキ かるような形になりました」 いました。なんとか総務省スキー してやってという話があったんですが、そう 一元化できないかと総務省に働きかけました。 「総務省のスキ 木職員のニーズが共有できませんので、 ムは当時の農林水産部、 復興の肝であるまちづくりのための といった形で縦割りに分かれて 林水産部、文化庁のスキームームは土木部、水産庁のスキ ームは当課が担当ですが、 ム』を見れば全 ムだけは分離 ムに情報を 総

て過不足が出てくるので、 要望を全国の都道府県に照会して、 りまとめて知事会に依頼し、 に対応する職種、 が確立していたので、被災3県が必要な業務 してくれました。 「25年度にはある程度全国知事会のスキ ただ、こちらの要望に対 人数や地域などの要望を取 支援してくれる都 知事会ではその

ていたのを参考に当時の派遣状況を踏まえて、 カウンターパートのような形で支援先を決め に起きた中国の四川大地震の際に、 回りましたが、 の対口支援方式を考えました。 訪問するに先がけ、 $\frac{2}{0}$ いわゆる 宮城県独 ŏ

対口支援方式を提案 平成24年8月

作業をしていました」

道府県と直接やりとり

して、

マッチングする

例えば、

石巻市に支援に入っている群馬県さ

か?』というマッチングを行って、群馬県にんに『石巻市を重点支援していただけません

は対口先として石巻市の首長又は幹部が行っ

というやり方です。最も必要人数の多かった

全国を訪問し派遣要請

手県、宮城県、 体の首長を直接訪問することとした。 ながった。また、翌平成25年からは被災3県(岩 方式を県が提案。 を行うとともに、都道府県ごとに派遣先の目安 問し派遣要請を行った。既に市町に職員を派遣 内陸市町村を訪問して派遣要請を行 となる市町をカウンター をさらに推進した。 平成24年7月には、 ン」に従い、県は被災地における人員確保の取組 していただいている自治体に継続的な派遣要請 「宮城県市町村関係職員確保アクション・プラ 月にかけては、 福島県)が日程を合わせ、 効率的な応援職員派遣へとつ 県と市町担当者が全国を訪 とする対口支援 県内の 8月か

県を対口先として設定し、

集中支援をお願い

しました」

「平成24年は、

各市長会・町村会の事務局を

石巻市に対しては、

しきれませんので、最終的には九つの都道府石巻市に対しては、一自治体だけではカバー

ただいて、 県内の内陸市町村から沿岸部への派遣要請を 当たっては、まずは宮城県の自助努力として 派遣を要請するので、 ない気持ちもありましたが、これから全国に を県の幹部で回りました。 とになりました。全国に派遣を要請するに しょうということで、 成24年8月から全国に訪問要請をするこ そういう中での派遣要請は申 沿岸部への派遣を増やしてほしい ぜひ事情を理解してい 内陸部も被災して 7月に内陸市町村

岩手県さんがきました』と、

日程が他の被

「平成24年は、

訪問先によっては

『実は昨

て、

れている首長に宮城県の被災状況を御説明 市長会・町村会の総会にお伺いして、出席さ

派遣について直接お願いさせていただき

うということになり、

翌年度からは、全国

体の首長に直接訴えるほうがより効果的だろ

訪問させていただいたんですが、

やはり

災県と重なることがありましたので、どうせ

\なら3県そろって行きましょうというこ

市町の幹部が一緒になって全国の市長会、 「8月から総務部長以下、 県の幹部と沿岸の 町

というお願いをしました」

数を

一積みして

いただいた自治体と

もあり

訪問を開始しました。やはり被災3県がそろ とになり、平成25年度からは3県合同による

って要望した成果があって、そこから派遣人

自治法派遣職員の交流の場

情報交換・研修会」の開催「震災復旧・復興に係る自治法派遣職員

う職員が集う貴重な機会となる一方、処遇の違 和3年時点も継続開催)。 研修会は、 治法派遣職員情報交換・研修会」を開催した(令 交流を図り、 ていなかった事態も生じた。 いが職員で共有されてしまうとい 心のケアを行うため、「震災復旧・復興に係る自 県は平成25年度から、自治法派遣職員同士が 情報交換をするとともに、 う県が想定 専門の違 職員の

人事課職員

た タルヘルスの関係の講義をしていただきまし 的がありました。心のケアも重要なのでメン 務報告のような形でそこを共有してもらう目 興状況を知る機会がなかったので、講演や業 状況は知っていても、 務は事務で自分たちが働いている分野の復興 ということと、もう一つは、 できていただいている職員の方々をフォ 「震災から3年を経て、 つは、 る取組が必要だということになりました。 自治法派遣職員の交流の場を設ける 宮城県全体としての 県として自治法派遣 土木は土木、 П 事

の中で話題となって、かえって処遇が異なっていたことから、 催して好評だったんですが、 んな悩みを共有していただこうという形で開 いてしまう場面もあり 「基本的にはモチベーションの向上や、 かえってマ 派遣先によって それが懇親会 いろ



自治法派遣職員情報交換・研修会(平成27年10月)

応募が減少する中で

任期付職員合同採用試験の開始 平成26年度~

仙台 南三陸町の沿岸4市町任期付職員合同採用試験を 員の不足が顕著な、気仙沼市・石巻市・女川町 る任期付職員の採用を支援することとし、 として不足していたことから、県は市町自身によ 成26年11月に採用した職員数は、採用予定数の86 人に対し38人であった。 一方、 158人、平成25年度232人を採用したが、 宮城県任期付職員については、平成24年度 東京、 名古屋、 大阪の4会場で行った。 沿岸市町は、 特に 平

人事課職員

が大変だったんですが、26年になると、必ず「平成25年は任期付職員の応募が多くて試験 も復興への関心が薄れたわけではないと思

体制整備

んですが、 募してくれる方が減ったということもありましたから、採用窓口が増えて、宮城県に が、他の自治体でも任期付職員を採用してい国から集まってきたという側面もあります 興のために働こうという方が、あらかた全 にやったので、ある程度の人数がきてくれた いますが、応募が少なくなってきました。復 しか集まらなくて、 東京で開催した説明会は被災3県で一緒 宮城県の説明会には確か20人くら 心が折れそうになりま 宮城県に応

市町村課職員

験をやることにしました。県が会場の手配やくなり、全国四つの会場で沿岸市町の合同試 被災地の現状を知らない方もいらっしゃった 日程の調整、新聞への採用広告掲載の支援を たいという方も多く御参加いただきましたが 「宮城県内で任期付職員を採用するのが難し いました。関西方面では、被災地に貢献し 採用させていただきました」 そういう方に支援の必要性を説明しな

(年度)

平成26

27

28

29

30

681

653

610

515

出典:宮城県総務部人事課

261

228

180

153

人事課職員

解決できないこともあったんですけれど、そ 出てきました。聞いてくれただけでも良かっ 違う町に行きたいとか、 ものは市町の人事担当にフィ うやって皆さんの意見を吸い上げて、 難しさが出てきました。 たという方もいますし、我々が行っても何も 年数を経ると、 自分が望んだような仕事ではないとか、 ムを組んでヒアリングを行ったんで 任期付職員の いろいろな問合せが 平成25年度から年に ードバックしま 人事管理 必要な

沿岸市町の職員確保状況(人) ※人数は各年度4月現在 県内派遣 任期付職員 不足 278 255 331 1,549 (78.6%) 322 1,581 (79.6%) 317 401 227 1.509 (85.0%) 456 175 1,421 (87.7%) 447 1,215 (91.8%) 県外からの派遣職員が大きく減少

更なる支援継続のために

「宮城県内被災自治体視察事業」の開始

平成27年度から開始した。 等を視察して 体に被災市町の復興状況や派遣職員の生活環境 滞する可能性があった。県は派遣元である自治 った。 963 (充足人数494) に対し、平成27年4月 るための取組[宮城県内被災自治体視察事業]を たものの、 クを迎えた。必要人数が平成24年6月1日現在 なる平成27年度は、沿岸市町の復興事業がピー 1日時点では1581 (充足人数1259)とな 国の定めた5年間の集中復興期間の最終年と

市町村課職員

は違うアプロ

チの取組を始めました。

機感がありました。平成24年に始めた全国へ 気が変わってきたのを感じていました」 言われるケースが多かったんですが、 員が引き揚げてしまうのではないかという危 成28年度からは復興・創生期間に入るんです 『きていただいてありがとうございます』 この5年間を一つの節目として、 4年とたってきますと、微妙に雰囲 派遣職 震災か ドで、

てしまうと、 の方々が、集中復興期間が終わって引き揚げで復興事業に従事していただいています。こ を合わせると約1300人の方が、宮城県 こともあって、平成27年からは、それまでと 「平成27年は、全国からの応援と任期付職員 とんでもないことになるという

設けました。28年度以降も同様に派遣して

方々が同席して、そこに知事や副知事 るのが趣旨でした。夜は参加者と派遣職員の き派遣をお願いします』と改めてお願いをす

して、懇親会といいますか、情報交換の場を

ただけたということでは、有意義な取組だっ

たと思っています」

事業途中の施設については『なんとか引き続

設が完成しました』という感謝を申り

施設については『おかげさまでこのような施

「被災地を大型バスで巡りながら、

完成した

城県内被災自治体視察事業』を始めました」 す』ということを伝えようということで『宮 これだけやらなければならない事業があり 体の方々に被災地にきていただいて、『まだ 願いをしてきたんですが、逆に派遣元の自治 まではこちらから全国にお伺いして派遣の



県が第三者として話を聞く 27年度~

自治法派遣職員への面談の開始

○ 市町村課職員
28年以降も面談は継続)。 意見を集約し、市町にフィードバックするとと後の市町のプロパー職員の人材育成等について もに、 可能な限り改善するように依頼した(平成 全国からの派遣職員763人に対して面談を実 願いする一方、平成27年5月から12月にかけて、 職員が抱えている問題や課題、派遣終了 沿岸市町への職員派遣継続を全国にお

ただいている方々の生の声を聞いて、 もありましたので、全国から被災地にきてい「他県で自治法派遣職員の大変悲しい出来事 今後の

なると、 とが問題となってきた。復興・創生期間後半に 治体によって、任期付職員の処遇格差があるこ ってきた状況を示していた。また、採用する自 とってプロパー職員を派遣することが困難にな 全国の自治体から多数の支援を受けてい 市町村によって復興事業の進捗の差が 支援の継続がなければ復興事業が停 職員派遣の継続を要請す

難しさ

つ特集を掲載しました」 の広報紙『NOW

験を今後の災害に生かすためのデータベース「宮 った。県は、平成28年に、職員の災害対応の経 日本大震災同様に人員の確保が大きな課題とな 平成28年に発生した熊本地震においても、

災害対応の経験から

学んだこと

人の気持ちに基準を設けない調整

ないで、 で『行ってきなさい』と言われてくる人もいたい』と自ら志願する人もいれば、職務命令 現地で活躍するのも人ですし、受け入れる自 だと思います。派遣を決定するのも人です「人的支援というのは、やはり人がやるも うだよね』っていう人の気持ちの基準を設け たと思います。いろいろな人たちの気持ちが 治体の職員も人です。『ぜひ被災地で貢献し あると思いますので、我々としては『通常こ 『いろんな考え方があるよね』とい やはり人がやるもの

任期付職員の採用期間を見直すべき

人事課職員

を経験していない職員にしっかり受け継いで していくのは難しいかもしれませんが、 うと、なかなかその経験をブラッシュアップ に溶け込めると思います。平時に戻ってしま

受けて、 場合もあるでしょうし、 間勤務した後に、再度、任期付職員の試験を 度上あるのではないかと感じていました。 興に携わる機会をなくしてしまう部分が、 たが、試験当日に調子が悪くて受験できない 城県は復興に10年以上かかっています。 任期付職員の採用期間は5年間ですが、 きてくださる方もいらっしゃいまし 志のある方々が、 東

になる等、 生じた。 出始め、進捗の早いところではニーズが限定的 県のマッチングが難しくなる局面が

農林水産部ほか、各部がまとめていた記録誌バンク』を作りました。土木部や保健福祉部

「平成28年の秋に『宮城県職員災害対応人材

をもとに、災害対応業務を40ほどのカテゴリ

ーに分けて、『一人につき三つまで業務を登

聴取しました。その結果については沿岸の各

短いんですが、

合計763人の方々の意見を 一人15分くらいずつで時間は

めている。

震災から10年を経た令和3年時点で、

全国的な人材確保スキ

ムが動き始

果が今につながっているのかなと思います」員がいろいろなことを悩みながら対応した結

大きな災害もありましたから、災害現場で職

総務省

いました。

受入れに生かしていくという観点から、

面談

町村震災関係職員確保連絡会議』で報告をし 市町の人事担当者の方に伝えましたし、

改善すべきところは改善していただきた

ったり、 んばっていただいたものの、長くは続かなかてもらったことも何度かあって、しばらくが ます』と言われ、 差が出てきて、事業終盤の市町からは、『こう りシビアになりました」 なりました。市町の第一希望でない方に行っ ます』と言われ、マッチングがかなり苦しくいう資格を持っている人にのみ派遣を希望し 「市町によってかなり復興事業のスピ 復興事業の後半はマッチングがかな

が聞こえてくるようだ』とまた聞きでしかな

は市町の人事担当の方から『どうもこんな話 ていただきたい部分もありました。それまで

かったものが実際に聞けて、

有意義な取組だったと思い

実情が把握でき

派遣元の自治体に帰るより、

気持ち良く帰っ

を聞こうという趣旨です。不満を抱えたまま

依頼

しました。

私は発災後に松島町の役場に

市町村課職員

災証明』で登録しましたが、そういった業務

派遣されてり災証明の発行をやったので

録してください』ということで職員に協力を

名や派遣された地域で検索すると人材が探せ

あるでしょうし、

県が第三者的な立場でお話

いとお願いしました」

「やはり同じ職場の方には話しづらいことも

況の中で、宮城県のために何人もの職員を派 がたいことでした」 遣していただいたということは、本当にあり という状況は同じなんですね。そういった状 「どこの自治体でも定数の管理が非常に厳し 長期で職員を派遣することが非常に大変だ いくら大きな災害があったとはいえ、

き、

0)

経験しました。次の災害が起こったとき、

人材バンクを活用して 『東日本大震災のと

この仕事をしましたよ』という経験を持

り災証明の発行など、

ふだんやらない仕事を 避難所の手伝い

「今回の災害で県職員は、

るシステムです」

った職員が支援に行けば、

現場にもスムーズ

活躍をしていただいています』といった近況

トを、派遣元にお渡しする取組を始め

『派遣していただいた職員の方に、こう

「派遣元にきちんと報告する意味も含めて、

た市町もありました。県が発行する復興関連

I S. に も、

毎号一人ず

今後の災害に経験を生かす

「宮城県職員災害対応人材バンク」の整備

平成28年度~

調整役になれるよう心がけていました」 う方向で、様々な人の思いを踏みにじらない

災害

災害対応の経験を生かした『災害マネジメン 大規模災害への対応は全国的に進んでいて、 になっています。東日本大震災を契機にして、 ト総括支援員』という立場で現場に行くこと

が、 の派遣要請にしても、当初は歓迎ムー 「集中復興期間が平成27年度で終わって、

宮城県内被災自治体視察事業(平成27年8月)

「平成29年度から総務省の

『応急対策職員派

が施行されていて、災害が起きたと

くことが必要だと思います

東

組織されています。宮城県はその制度の中で きに真っ先に現地に入るチームが、全国的に

職員の数を上回った。これは、全国の自治体に成30年になると、任期付職員の数が自治法派遣

支援を受けたが、その構成は変化していった。平

平成28年度以降も、県は全国から派遣職員の

新たな課題への対処

8

体制整備

と思います」

人事課職員

が必要だと感じています」 の方のスキルアップにつながるような仕組み の次にプロパー 期間の災害対応業務で終わりではなくて、 任期付職員の一般事務で採用した方は若い 用できるような仕組みを作り 代が多くて、 しまいました。 普通のプロパー職員として、 結局そこは果たせないまま異動になっ 優秀な方がたくさんいまり 職員として働けるよう 任期付職員については、 たいと思いな 引き続き な、 短

職位にとらわれず伝えるべきは伝える

人事課職員 東日本大震災でした。 当時やりとり 市町村との関係が非常に大切になり お話しすべきところはしっかりと していたのは、 たが、 派遣職員の調整 私より 実際お会 た。

1 被災市区町村が行う災害マネジメントの支援(「総括支援チーム」の派遣)

1 被災市区町村が行う災害マネジメントの支援(「総括支援チーム」の派遣)

被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携など

○対口支援に先立ち先遣隊として派遣される事例

・応援職員に依頼する業務及び必要人数の把握

・応援職員に関する受援体制の確保に関する助言

)被災市区町村が行う災害マネジメントの支援を行う事例

、 災害マネジメント総括支援員等の登録・派遣の仕組み

2 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援

・避難所運営、罹災証明書の交付など個別業務に関する助言 等

被災市区町村の被害状況の把握

・災害対応についての首長への助言

応援職員の

必要性の

有無等に

ついて把握

ることが基本

被災 市区町村

第1段階支援

第2段階支援

出典:総務省ウェブサイト

2 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援(「対口支援チーム」の派遣)

②構成 | 災害マネジメント総括支援員と災害マネジメント支援員など数名で構成するチーム

①都道府県・指定都市等の推薦を受け、総務省・消防庁で実施する研修を受講⇒名簿に登録

被災

被災都道府県内の

地方公共団体による応援職員

の派遣だけでは対応困難

②災害マネジメント総括支援員を含む「総括支援チーム」を、対口支援に先立ち、都道府県・指定都市が派遣す

被災市区町村の長の指揮の下で、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援 被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村の被害状況や応援職員のニーズ把握、

・災害マネジメント総括支援員:災害対応に関する知見を有し、地方公共団体における管理職などの経験等を有する者

構成イメー

め

被災都道府県内の

地方公共団体による

応援職員の派遣だけ

では対応困難である

ことを連絡

・災害マネジメント支援員:避難所運営業務や罹災証明の交付業務などの災害対応業務に関する知見を有する者

応急対策職員派遣制度について

「総括支援チーム」とは

応援職員派遣制度(短期派遣)の目的

ましたし、『まだ宮城県さんは派遣が必

自ら採用の努力をしなければいけない、とい必要数はきちんと精査しなければいけない、こともありました。こちらがお願いする以上、 要なんです うことを直接会って話をお伺いすることで、 しみて感じられるようになり

という厳しい御意見を頂き

東日本大震災が官民連携の転機に

人事課職員

だくか、 時は、民間の方々にどういう立場で活躍いた感なく活躍していただいていますが、震災当 「今でこそ民間の方々に県庁組織の中で違和

官と民の連携に関しては、東日本大震災が興が加速していた部分があったと思います 県庁内にあったんです。最初からもっとう 県の転機になったと思います」 く民間の力を借りることができていたら、 という民間企業からの受入れに対する躊躇 利益につながってしまったらまず 東日本大震災が本 ,いのでは

復

が ま

秘密保持はどうするのか、 一企業の

被災地域ブロック 幹事都道府県 総務省

災害マネジメント総括支援員 (GADM)

災害マネジメント支援員など 災害対応に知見のある者

1名

1~2名

1~2名

〈震度6弱以上の地震が観測された 場合には、総務省が関係機関との 間で情報の収集、共有を実施と

被災市区町村応援職員

(全国知事会、全国市長会、全国

町村会、指定都市市長会、総務

被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣

●都道府県又は指定都市を原則として1対1で被災市区町村に割り当て、対口支援団体を決定

(被災都道府県、被災地域ブロック、幹事 被災市区町村応援職員 都道府県、全国知事会、全国市長会、全 確保現地調整会議 国町村会、指定都市市長会、総務省)

●被災市区町村に関する情報収集・共有等

全国の地方公共団体による追加の応援職員の派遣

第1段階支援だけでは対応困難

省[事務局])

●情報の収集及び共有

●総合的な調整及び意思決定

確保調整本部

●全国の都道府県及び指定都市による追加の応援職員の派遣の調整を実施 原則として、総括支援チームとセットで決定 都道府県にあっては区域内の市区町村と一体的に支援

任期付職員のプロパー採用を検討すべき

には、 のが、 身につけることができたと思います」 お話しするということを今回の仕事を通じて うしても気を遣ってしまうところもありまし 位が上の市町村の課長や課長補佐で たけれど、 自ら採用の努力を 今までの常識が通用しない調整を経験

人を出してくれているのか』と感じることもいして、話を聞いて初めて『そういう思いで 「派遣要請で全国を回りま

復旧·復興支援技術職員派遣制度(令和2年度~)

逆に人が余るんじゃないか』と考えてしまい

当時は定員管理

計画の中で、どちら

ことになるので、『災害が落ち着いてきたら

ったん採用してしまうと組織に人を抱える

かと言えば人員を絞り込む方向で動いてい

したから、

思い切って

人員を増やすことが

なって

- ○近年、多発する自然災害への対応や、公共施設の老朽化を踏まえた適正管理が求められる中で、小規模市町村を 中心に技術職員の不足が深刻化
- ○さらに、大規模災害時において、特に、技術職員の中長期派遣のニーズが高い状況

する』と決断してしまえば良かったんですが、と先を見越し、思い切って『この人数を採用

本当に必要な応援人数を把握する

人事課職員

ばというか、

都道府県等が技術職員を増員し、平時に技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長 期派遣要員を確保する仕組み

要項に基づいて行わなければいけない人員数

人事担当者は、『この法律、この条例、

がまだあるということを考えておかなければ 師や看護師も足りません。想定を超えること

いけないと思います」

思い切った採用ができなかった

人事課職員

どの自治体でも保健師さんは足り 師さんの応援をください』と言っても、

ない

を超えてきます。

今回のコロナ禍では『保健

でもう安心だ』と思っていると、現実はそれ

てきている。国が制度を整えてくれた。これ

いて、『すごく制度がブラッシュアップされ

職員の派遣に関しては、

「コロナ禍の中で少し考えが変わるところが

りました。東日本大震災の反省から、

、国が制度を積み上げ震災の反省から、応援

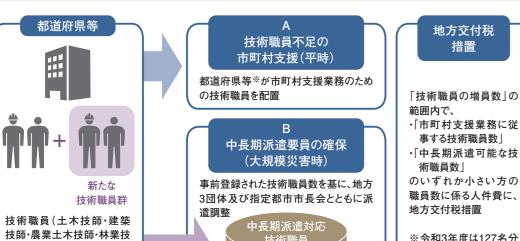
২্

想定外が起こりうる

人事課職員

い切ったことができない面があります。よは?』と、頭の中が固まっていますから、

もつ 思



まとめて確保

出典:総務省ウェブサイト

※市町村間連携として、他市町村の支援業務のためには技術職員 を増員・配置する市町村を含む

師)を都道府県等※で増員

し、新たな技術職員群として

いるけど本当にこの人数が必要なんです 査定する作業はすごく難しいと実感して 地方交付税 措置

※令和3年度は127名分

を措置

令和3年4月1日現在の登録者数:207名

す。ただ一方で、先方のある話ですので、必ば多いほどいいというのは一面の真実なんでいます。災害の最中にいると、応援に多しれ 要以上に応援を求めることがないようにす 取組も大切です」

向

けた取組等

今後の災害対応

人が必要なんですか』『市町村がこう言って況が続いています。でも、『来年どれくらい

ても人手を借りなくてはいけない、

という状

「応急対策職員派遣制度」の創設

制度」を創設し、 防災・減災を推進するため、「応急対策職員派遣 る自然災害の頻発・激甚化を踏まえ、国全体で 総務省において、 平成30年3月に運用が開始さ 東日本大震災をはじめとす

括支援チー 総括支援員及び支援員等で災害マネジメント総 支援するため、地方公共団体が応援職員と 災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に 本制度は、 ムを編成するもので 被災市区町村の長の指揮の下、 ある。 被

→令和2年7月豪雨災害の被災地に技術職員26名を派遣中

に支援し、 被災市区町村が行う災 職員のニーズ等の把握、 幹部職員との調整、 とする関係機関及び総務省との連携等を通じて こととなっている。 総括支援員は、 支援員は、 被災市区町村の長への助言、 被災市区町村における応援 総括支援員の補佐を行う 被災都道府県をはじめ

「復旧・ 復興支援技術職員派遣制度」の

事前登録

制度」を創設し、 員の不足に備え、 おいて、 「応援対策職員派遣制度」と同様に、 今後の自然災害等の発生による技術職 「復旧・復興支援技術職員派遣 令和2年4月に運用が開始さ 総務省に

により、 員が不足するとともに、 団塊の世代の退職や景気拡大に伴う採用難等 小規模市町村を中心に土木職等技術職 被災自治体からは、

10

保が困難な技術職員(土木、建築、農業土木、林業) 不足する市町村への支援体制と、大規模災害発 生時の被災自治体への派遣体制の強化を同時に てまとめて確保することとしている。 を都道府県等で増員し、新たな技術職員群とし そのため、本制度により、平時の技術職員が

今後の災害に備えた職員研修の実施

東日本大震災で得た教訓や知識、ノウハウ等を伝 れた職員が全体の3割超となっていることから、 も記憶の風化が懸念される中、震災後に採用さ そのため、 東日本大震災から11年が経過し、職員の中で く必要がある。 震災伝承の

等を実施している。 織における災害対応のための体制と事例につい 所における活動を想定した演習、主任主査級研 の現地研修を実施しているほか、 取組として、新任職員研修では、被災地を訪問し な事例についての演習、班長研修では、 修では、困難な状況下における意思決定の様々 被災当時の状況及び復興の現状を理解するため 災害対応業務に対する心構えに加え、 自らの役割の再認識を図るための研修 公務研修所において、 主査級研修で 本県組 避難

の伝承とともに災害対応能力の向上を図ってい適宜見直しながら、東日本大震災の記憶と教訓 くこととしている。 今後の大規模災害の発生に備え、 研修内容を

広報紙「NOW IS.」 派遣職員の活動状況

女川町復興推進課 土地区画整理係 るくしま ***5 福嶋 明さん (兵庫県西宮市)

現職の 声

「現在も自治法派遣職員の研修を継続して行

VOICE

KEY

対する人的支援」・宮城県ウェブサイト「東日本大震災被災市町村に成27年3月)成27年3月)成27年3月)の記録とその検証!(宮城県総務部危機対策課・平の記録とその検証!(宮城県総務部危機対策課・平の記録誌等

←ウェブサイトでも 御覧いただけます

情報と行動の

光手管理

職員の講話があった後、 ンタルヘルスの講習会と災害対応を経験した 3年度は1回のみの開催となりました。 っていますが、全体の人数が少なくなったの 今まで年2回開催していたものが、 今回は働き方改革を 令和

感想アンケートを提出していただきましたが、いのですが、夕食会を実施しました。最後にいました。コロナ禍なので夜の懇親会は難し 派遣職員の皆さんの交流の場として好評でし 視点にして、派遣職員のグループワ

> 続しています」 りまして、皆さんの声に耳を傾ける取組を継た。任期付職員の面談も年に1回実施してお

目の前の課題に道筋を。西宮市の経験を活かし

Vol.20 平成29年12月号

回目。はじめに訪れたのは、平成川町に赴任したのは、今回で2川町に赴任したのは、今回で2

the応援職員

復興の一助になれたら

だ山積みにされていた状態のころの女川町は、がれきざ



Vol.31 平成30年10月号



後輩たちへのメッセージ 人事課 人事課 人事課 人事課 復與業額の経験は 県庁の外 (全国) 無刑の大きな財産 に作用を 人事課 人事課 感謝の気持ち 长明.鳥相.魚相. という視点は持って対応を/ 7 < 3 (斯山河田の目も大要) 人事課 人事課

市町村課

発展信がし

て言すべからす

真撃な気持ちで せれることは何で吸 信頼される 営業マンドなろう!

考えられること全ても 思い切ってやる

市町村課

Ⅲ 体制整備

12